

社会福祉法人霞峯会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人霞峯会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等については、別表に定める額を支給する。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料等)を支給する。

(法人職員給与との併給)

第4条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、別表の報酬等の区分に応じ、次の各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (2) 業務執行理事の役員報酬等の支給日は、当月分を翌月10日に支給する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年7月6日から施行する。

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表(非常勤役員等の報酬)

1 評議員

会議名等	日 額	実費弁償費
評議員会への出席	6,000 円	交通費(実費)。ただし、 自家用車の場合は1km につき15円
上記の他、法人業務のための 出勤	6,000 円	

2 理事

(1) 会議等出席

会議名等	日 額	実費弁償費
理事会等への出席	6,000 円	交通費(実費)。ただし、 自家用車の場合は1km につき15円
上記の他、法人業務のための 出勤	6,000 円	

(2) 業務執行理事

業 務	日 額	実費弁償費
法人業務執行 (月に平均8日以上 の出勤を伴う法人業務)	19,500 円 (1日7.5時間勤務)	交通費(実費)。ただし、 自家用車の場合は1km につき15円

3 理事長

会議名等	日 額	実費弁償費
理事会等以外の法人業務 のための出勤	3,000 円 (1日4時間以内)	交通費(実費)。ただし、 自家用車の場合は1km につき15円
	6,000 円 (1日4時間超)	

4 監事

会議名等	日 額	実費弁償費
監事監査業務のための出勤	8,000 円	交通費(実費)。ただし、 自家用車の場合は1km につき15円
理事会等への出席	6,000 円	
上記の他、法人業務のための 出勤	6,000 円	